

## 山陽小野田市災害ボランティアセンター設置、運営等に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山陽小野田市地域防災計画に基づきセンターの設置、運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを設置するものとする。

- (1) 災害の被害状況をふまえセンターの設置の必要があると自ら判断したとき。
- (2) 甲からセンターの設置の要請があったとき。

2 前項第2号の要請は、口頭で行うことができるものとする。ただし、その後、速やかに文書をもって要請するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、被災状況等をふまえ、センターを中央福祉センター内若しくは山陽総合福祉センター内又は甲と協議のうえ被災地に近接する公共施設内に設置するものとする。

（センターの活動方針）

第4条 センターの活動方針は、センター自らの決定によるものとする。

（センターの業務）

第5条 センターが行う業務は次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること。
- (2) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

2 甲は、前項に定める業務の実施のために必要な資機材等の調達に努めるものとする。

（連携・協力）

第6条 甲並びに乙は、平常時からセンターの体制強化に努めるとともに、災害発生時には、迅速かつ円滑にセンターの設置及び運営が行えるよう相互に連携し、協力するものとする。

（センターの活動支援）

第7条 甲は、次のとおりセンターの活動支援を行うものとする。

- (1) センターへの職員の派遣

- (2) 山口県及び山陽小野田市災害対策本部の各対策部との連絡調整
- (3) 被災地ニーズの把握
- (4) 報道機関等への情報提供
- (5) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (6) センター運営に係る一部の経費の財政的支援  
(災害ボランティアの普及啓発)

第8条 甲並びに乙は、関係団体、関係機関、及び地域住民との良好な関係を維持し、相互に連携して、災害ボランティア活動の普及啓発に努めるとともに、災害ボランティアの育成を行うものとする。

(センター運営マニュアル等の整備)

第9条 乙は、センターの開設及び運営が円滑かつ迅速に行えるようセンターの運営マニュアル等を整備し、職員の研修を実施するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙のいずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月19日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文

乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号  
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純一